

令和 7 年度

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業

募集要項

令和 7 年 5 月 9 日

岐阜県林政部県産材流通課

目 次

第 1	事業の目的	1
第 2	事業の内容	1
1	用語の定義	1
2	募集事業の内容	2
3	対象経費	2
4	補助対象経費の補助率と限度額	2
5	事業実施期間	3
第 3	公募参加の条件	3
1	事業提案者の条件	3
2	事業の公募手続き	3
3	事業提案書類の受付	4
4	応募に際しての注意事項	6
第 4	審査に係る事項	7
1	審査方法及び候補者選定方法	7
2	ヒアリングの開催日時・場所	7
3	評価基準	7
4	選定結果の通知及び公表	7
第 5	事業実施に係る留意事項	7
1	事業実施内容の協議	7
2	実施計画書の作成	8
3	事業着手に係る制限	8
4	事業の遂行	8
5	計画の変更	8
6	事業の継続が困難となった場合の措置について	8
7	実績報告書の提出	8
8	補助金の支払い	9
9	効果報告書の提出	9
第 6	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9
	(別表) 評価基準	10

様式

令和7年度特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業 事業提案募集要項

第1 事業の目的

本事業は、嗜好の多様化や、県内での輸入品、県外産品の増加に伴うきのこ類の産地間競争の激化など、特用林産物を取り巻く環境変化に的確に対応し、岐阜県産の特用林産物の利用拡大に関する取り組みを支援し、県産特用林産物の需要拡大、及び活力ある産地づくりの推進を図ることを目的としています。

なお、この募集要項は「国内競争力強化支援事業」、「海外販路拡大支援事業」の実施候補者を公募するにあたり、募集事業の内容、参加要件及び手続き等を定めています。

第2 事業の内容

1 用語の定義

本事業内において次に掲げる用語は、以下のとおり定めます。

○「県産特用林産物」

岐阜県内の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものであって、以下の表に掲げるもの

きのこ類	しいたけ、なめこ、えのきだけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、まつたけ、きくらげ類、ウスヒラタケ等（これらを乾燥したものを含む）
その他の特用林産物	コウゾ、サカキ、ホオ葉、ワラビ、ゼンマイ、ワサビ、タラの芽、フキ、フキノトウ、タケノコ、ヒメタケ、ミズナ、クゴミ、サンショウ、山ウド、アズキナ、なんばん、クサナ、おうれん、クリ、クルミ、ギンナン、トチノミ、竹材、木炭（白炭、黒炭、竹炭、粉炭）、木質粒状燃料（オガライト、オガ炭）、薪、木酢液、竹酢液 等

○「生産」

県産特用林産物を栽培、採取等を行うこと

また、その行為により生産されたものを「生産物」という

○「流通」

生産を行う者から直接生産物を入荷し、販売を行うこと

○「加工」

生産もしくは流通を行う者から直接生産物を入荷し、県産特用林産物を除く他の形態に加工すること

2 募集事業の内容

対象となる募集事業の内容については下記のとおりです。

I 国内競争力強化支援事業

国内の販売拡大を目的とした、県産特産林産物の生産販売を促進するための消費者ニーズ調査や県産特産林産物を使用した新商品の開発、大都市圏PRイベントへの出展等。

II 海外販路拡大支援事業

海外の販路拡大を目的とした、県産特産林産物の海外での商談会への出展や高付加価値商品の海外出展、PR資料作成、バイヤーの招へい等。

3 対象経費

対象となる支出経費は以下のとおりとします。

区 分	内 容
謝金	事業を実施するために必要となる企画の作成、講習会の講師、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た者に対する謝礼 ただし、他者に支出する経費に限る
旅費	事業に必要な旅費及び費用弁償
需用費	消耗品費（資機材購入費を含む）、印刷製本費、資料購入費 （ただし、通常の運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は除く）
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、損害保険料、販路拡大に向けた市場調査等の経費、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加で必要となる人的サービスに対して支払う経費
委託料	広告出稿料、コンサルタント、試験、調査、調整、資料作成等に要する経費
原材料費	【I 国内競争力強化支援事業に限る】 技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原料代、部品購入費等
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料

※賃金は対象外とします。

※海外販路拡大支援事業における輸送に係る直接の経費は、現地において販売事業に供せず、かつ日本へ持ち帰る展示品、チラシ等の配布物のみ対象とします。

4 補助対象経費の補助率と限度額

補助対象経費の補助率は（1／2以内）とします。

補助対象経費は事業内容等の審査結果に基づき決定されることとなりますので、提案額とは一致しないことがあります。また、消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とします。

補助金の限度額は、1事業当たり1,000千円とします。

5 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定日から令和8年2月28日（土）までとします。

第3 公募参加の条件

1 事業提案者の条件

企画提案者は、県産特用林産物を生産、流通、加工を行う者、特用林産生産者で構成された団体、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認める者で、以下の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する者。
- (2) 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」第3条各号に掲げる者でないこと。

2 事業の公募手続き

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年5月9日（金）～令和7年6月5日（木）
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年5月9日（金）～令和7年5月28日（水）
③ 事業提案書類の受付期間	令和7年5月9日（金）～令和7年6月5日（木）
④ 事業提案ヒアリング	令和7年6月11日（水） または 令和7年6月17日（火）のうち県が指定する日
⑤ 審査結果の通知及び公表	令和7年6月下旬

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布日時 令和7年5月9日（金）から令和7年6月5日（木）まで
午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除きます。）
- イ 配布場所 岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁14階)

※ 募集要項等は、岐阜県林政部県産材流通課のホームページからも入手できます。

岐阜県公式HP (<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) > 産業・農林水産・労働・観光

> 森林・林業・木材産業 > 木材産業 > 特用林産（きのこ等について）

> 特用林産物（きのこ等）の販路拡大に取組みを支援します（特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業）

※ 問い合わせ先は、県産材流通課 資源活用係

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月28日（水）午後5時まで【必着】

イ 質問書提出方法

事業提案書を提出するに当たって質問事項がある場合は、質問書（様式第3号）を県産材流通課にファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）を添付して提出してください。

※ 提出後、質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

ウ 質問書提出先

岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-1111（内線4363）

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県公式ホームページにて公表します。

岐阜県公式HP（<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>）> 産業・農林水産・労働・観光

> 森林・林業・木材産業 > 木材産業 > 特用林産（きのこ等について）

> 特用林産物（きのこ等）の販路拡大に取組みを支援します（特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業）

3 事業提案書類の受付

(1) 受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年6月5日（木）午後5時まで【必着】

(2) 提出書類

事業提案書の様式等は日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込み使用可）とします。

	提出書類	留意事項
共通の提出書類	・ 事業提案書（様式第1号） ・ 事業計画書（様式第2号） ・ 誓約書（様式第6号）	

（次ページへ続く）

	提出書類	留意事項
法人の場合	・履歴事項全部証明書 ・直近３ヶ年の事業年度の収支内容がわかる書類	提出日において発行日から３０日以内の日付のもの 直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの （親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出すること。なお、親会社が金融商品取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出すること）
個人事業主の場合	・直近の確定申告書（税務署受付印のあるもの）の写し	申告書Ｂ、収支内訳書または青色申告決算書 ※受付印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書（その２：所得金額の証明書）」の原本を追加提出すること ※電子申告の場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを添付すること
生産者団体の場合	・団体の規約等 ・直近の総会資料	収支決算がわかるもの

（３）提出部数

６部（正本１部、副本５部）

（４）提出方法

県産材流通課あてに持参又は郵送により提出してください。持参される場合は、県庁１階受付へお申し出いただき、県産材流通課担当者に直接お渡しください。郵送される場合はその旨を県産材流通課にお知らせください。

（５）提出先

岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

〒５００－８５７０ 岐阜市藪田南２－１－１

（６）注意事項

ア 補助対象となる経費等については、第５の１の協議により決定させていただきます。

イ ヒアリングは、提出いただいた書類をもって実施します。事業の説明に必要な資料等がある場合はヒアリング時に持参してください。

ウ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

4 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項の規定に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて事業提案者が負うものとします。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできません。

ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとします。

(4) 複数提案

事業提案者は複数応募することができます。

(5) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して、国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできません。

(6) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものは除く）。

(7) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(8) 費用負担

事業提案書の作成、提出等の事業提案参加に要する経費等は、すべて事業提案者の負担とします。

(9) その他

ア 事業提案者は、事業提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したもの

とします。

イ 提出された事業提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 事業提案書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日前日の午後1時までに辞退届（様式自由）を県産材流通課に持参、ファックス又は電子メールにより提出してください。

第4 審査に係る事項

1 審査方法及び候補者選定方法

補助事業実施候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたっては、評価基準（別表）に基づき、提出書類及び事業提案者による事業内容のヒアリングを行い、各基準を採点結果に基づく総合的な評価と審議により、予算の範囲内で上位の者から候補者を選定します。

2 ヒアリングの開催日時・場所

・令和7年6月11日（水）または令和7年6月17日（火）のうち県が指定する日に、県庁舎内（岐阜市）で行います。

※詳しい日時及び場所については、事業提案書の受付後、様式第4号により事業提案者に連絡します。

3 評価基準

別表のとおりとします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに様式第5号又は様式第5—2号により事業提案者に通知するとともに、選定された提案事業については岐阜県公式ホームページ上で公表します。

第5 事業実施に係る留意事項

1 事業実施内容の協議

事業実施内容は、提案内容を基に候補者と県との協議により決定させていただきます。なお、候補者と県との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合があります。

2 実施計画書の作成

候補者は前項の協議結果及び要領に基づき実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、県へ提出してください。

3 事業着手に係る制限

事業は、県から補助金の交付決定の通知があった後に着手してください。ただし、やむを得ない事情により、内示後、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合には、別途定める様式をあらかじめ知事に提出してください。これらの手続きを行うことなく事業に着手することで発生した経費については補助金の対象とならないものとします。

4 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならないものとします。なお、事業実施年度の11月30日現在における事業進捗状況について、別途定める様式に基づき、12月10日までに知事に提出しなければならないものとします。

5 計画の変更

計画書に記載されている事項を変更する必要がある場合には、あらかじめ県に報告し、指示を受けてください。

6 事業の継続が困難となった場合の措置について

事情の変化により、事業の継続が困難となった場合は、速やかに県に報告し、指示を受けてください。その場合の措置は次のとおりとします。

（1）事業実施者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとします。

（2）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施者双方の責に帰することができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は内容を変更するものとします。

7 実績報告書の提出

事業が完了したときは、実績報告書を速やかに県へ提出してください。

8 補助金の支払い

事業完了後、県が報告書等の書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査を行い、交付すべき補助金の額を確定します。

補助金の額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書を県に提出してください。

9 効果報告書の提出

事業完了年度の翌年度から3年間にわたって、県産特用林産物の生産、加工実績、海外への輸出実績、モニター調査等の結果による商品の改善点等についての効果報告書を県へ提出してください。

第6 問い合わせ先及び各種書類の提出先

本要項に関するお問い合わせは次のとおりです。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁14階）

岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-1111（内線4363）

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

(別表)

評価基準

	評価項目	評価内容
企画提案 (提案内容評価)	事業実施方針	・新たな分野での特用林産物の利用や大都市圏、海外等への販売拡大につながる内容であり、企画・独創性や地域性・特殊性等の着眼点が優れているか。 【留意事項】 <国 内> ・地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。 <海 外> ・輸出先として想定した国等における状況、ニーズ等を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。
	①実施計画 事業の実現可能性等について	・事業内容が目的や目標に対して適切かどうか。 ・事業内容が期間内に実施可能かどうか。 ・新商品等の開発にかかる事業については、期間内または数年以内に商品化が実現可能であること。 【留意事項】 ・業務の課題・留意点等を十分に理解し、的確かつ実現性が高い提案である場合、研究開発、商品・サービス開発においては、商品化、サービス開始期間が事業期間内である場合に優位に評価する。
	②新規性	・先導的な取り組みや技術などのモデル性が高いものとなっているか。 【留意事項】 ・事業者にとって初めての取り組みである場合や他にない独創的で実現性が高い提案となっている場合優位に評価する。 ・これまでの取り組みの単なる継続の場合は評価しない。ただし、発展的な内容であれば優位に評価する。
	③事業効果 県産特用林産物の利用拡大について	・県産特用林産物の消費・利用拡大に大きく寄与するものとなっているか。 【留意事項】 ・事業による3年後の目標年間生産・加工量や輸出量など、波及効果による利用拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。
	④事業費積算	・目的や目標に見合った適切な積算となっているか。 【留意事項】 ・目的や目標に対して、効率的な実施により経済性に優れている積算である場合に優位に評価する。
実施体制 (参加者評価)	実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有しているか。 ・事業を実施するために必要となる専門知識を有する者や専門技術力（資格）を有する者を配置しているか。 ・緊急時等におけるバックアップ体制が用意されており、その体制・内容により事業の確実な実施と成果の向上が期待できるか。
	業務フロー (工程管理)	・提案された事業内容や運営方法が実現可能な具体性を帯びているか。 ・事業内容に沿って、事業期間内に実施できるスケジュールが構築されているか。
	業務実績	・知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。 ・提案事業に類する事業で良好な実績を有しているか。
	経営基盤	・提案者の経営基盤が安定しているか。

ヒ ア リ ン グ	取組姿勢	・業務の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 ・募集要項や、評価基準、質疑応答で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解しているか。 ・審査者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。
-----------------------	------	---

(注) 下記の例などに当てはまる場合には予算の範囲内であっても採択しないことがあります。

例) ・実現可能性が認められない。

- ・研究開発の効果が認められない。
- ・次の理由により失格・無効としたとき。

提出期限を過ぎて提出書類が提出された。

提出した書類に虚偽の内容を記載した。

審査の公平性に影響を与える行為があった。

要項に違反すると認められる。

その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した。

様式第 1 号

年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

事業提案者

住 所

名 称

代表者氏名

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業
事業提案書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

添付資料

- 1 事業実施計画書（様式第 2 号）
- 2 誓約書（様式第 6 号）
- 3 履歴事項全部証明書（法人の場合）
- 4 直近 3 ヶ年の事業年度の収支内容がわかる書類（法人の場合）
- 5 直近の確定申告書の写し（個人事業主の場合）
- 6 団体規約（生産者団体の場合）
- 7 総会資料（生産者団体の場合）

様式第 2 号

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業実施計画書

1 事業計画者の概要

[illegible]

2 事業内容

事業の名称	
事業 種 目	該当するものの□にレを記載してください。
	☐ 国内競争力強化支援事業 ☐ 海外販路拡大支援事業
1. 提案概要 (提案事業の内容について、課題と解決策、成果の活用方法を必ず記載し、150字程度で簡潔に記載してください。 なお、本項目は採択となった場合に公表することがあります。) 2. 提案の具体的内容 ア 目的・必要性 イ 内容・特徴 ウ 期待される具体的な効果・目標 エ 他の補助金活用について (今回支援対象となるものを、他の補助金等に応募(申請)している(を実施した)場合は、その申請している(実施した)補助金等の名称を必ず記入してください。また、補助対象となっている(いた)範囲と今回の提案事業との考え方を記入してください。)	

※本様式の枚数は1枚を限度とし、添付資料は項目毎に2枚までとします。

3. 特用林産物生産拡大に関する事項

○本事業による特用林産物生産（加工）計画

事業完了年度から3年後	食用	きのこ類・山菜類	t
	非食用	()	() ※単位
現在の年間生産（加工）量（	年	月	日～
	年	月	日）
	食用	きのこ類・山菜類	t
	非食用	()	() ※単位

※非食用の品目に係る単位は林野庁が実施する、特用林産物生産統計調査で計上される単位で記載してください。

4. 審査基準に関する事項

ア 事業の新規性・先導性

（他の事業、製品等との比較等について記載してください。）

イ 事業の実現可能性

【目標達成の可能性】

（事業等における課題やその解決方法、競争力強化や販路開拓の具体的な取り組み方法について記載してください。）

【事業の実施体制】

（実施する内容と、関わる関係者のそれぞれが担う役割を記載した実施体系図を簡潔に記したうえで、実施過程で受ける技術指導等の支援体制なども具体的に記載してください。）

※本様式の枚数は1枚を限度とし、添付資料は項目毎に2枚までとします。

事業が複数年の場合、全体計画及び本年度及び次年度以降の計画がわかる資料を別途添付してください。

【資金等の計画】

(補助金が事業完了後であるため、事業遂行のための資金計画について記載してください。)

【スケジュール】

(事業で予定している主な工程ごとのスケジュールについて記載してください。)

*令和5年7月上旬～令和6年2月末の期間内における計画としてください。

【ノウハウ、実績等】

(提案事業に関するノウハウ、知識、又は類する事業についての実績等がある場合は記載してください。)

※本様式の枚数は1枚を限度とし、添付資料は項目毎に2枚までとします。

3 事業収支

(収入)

費 目	予算額 (円)	備考
県補助金		
自己財源		
合計		

(支出)

費 目	予算額 (円)	備考
賃金		
謝金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
原材料費		
使用料及び賃借料		
合 計		

- 注) 1 提案項目別に金額を記載してください。
2 積算内容欄には経費毎の内訳を記載してください。(必要に応じて詳細を添付してください)
3 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載してください。
ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りではありません。

様式第 3 号

質 問 書

年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

住 所
名 称
代表者氏名

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業について

下記のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

記

1 提案事業名

2 質問内容

担当部課
担当者名
電話番号

注：質問の内容について、必要に応じて聴き取りをさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

年 月 日

様

岐阜県県産材流通課長

ヒアリング通知書

より事業計画書を提出いただいた特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業提案書について、下記のとおりヒアリングを実施しますので、担当者の派遣をお願いします。

記

- 1 提案事業名
- 2 実施日時 年 月 日 () 時から (分程度)
- 3 実施場所 ○○庁舎 ○階 ○○会議室
- 4 ヒアリング内容
事業提案書に基づき、次の掲げる事項について質疑応答を行う。
 - ① 実施目的・内容
 - ② 事業の新規性・先導性
 - ③ 事業の必要性・効果
 - ④ 事業の実現可能性
 - ⑤ 類似事業の実施実績
 - ⑥ その他参考事項
- 5 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-1111 (内線4363)

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

様式第 5 号

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

採択通知書

貴殿より事業提案書を提出いただいた特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業について、審査の結果、補助事業実施候補者として選定しましたので通知します。

ついては、対象となる事業内容は、提案内容を県産材流通課との協議により決定するものとします。

なお、貴殿と県産材流通課との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合があります。

記

1 提案事業の名称

2 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-1111（内線4363）

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

不採択通知書

貴殿より事業提案書を提出いただいた特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業について、審査の結果、下記のとおり補助事業実施候補者として不採択となりましたので通知します。

記

1 提案事業の名称

2 不採択理由

- 例：・実現可能性が認められないため
・研究開発の効果が認められないため
・次の理由により失格・無効としたため
提出期限を過ぎて提出書類が提出された
提出した書類に虚偽の内容を記載した
審査の公平性に影響を与える行為があった
募集要項に違反すると認められる
その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した

3 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-1111（内線4363）

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

この通知を受けた者は、通知を受け取った日から7日以内に不採択理由の説明を求めることができます。

様式第 6 号

年 月 日

岐阜県知事

様

誓 約 書

住 所

名 称

代表者氏名

印

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業の事業提案参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 事業提案参加の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。